



亀岡市監査公表 第 5 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和4年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、亀岡市長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和5年10月26日

亀岡市監査委員 関本孝一
亀岡市監査委員 小川克己

令和4年度財政援助団体等監査結果に対する措置状況

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>まちづくり推進部 都市整備課</p> <p>(ア) 公益財団法人亀岡市都市緑花協会給与規程において、給与の額及び支給方法については亀岡市一般職員の給与に関する条例の例によるものとする定められているにもかかわらず、休日の勤務について条例と異なる対応をしている事例が見受けられた。</p> <p>今後は市の規定に沿った対応を行うよう、改善指示されたい。</p> <p>(イ) 公益財団法人亀岡市都市緑花協会臨時雇用職員就業規則及び公益財団法人亀岡市都市緑花協会給与規程において、基準としている市の規則の廃止が反映されていない条文が見受けられた。</p> <p>当該規則及び規程の見直しを行うよう改善指示されたい。</p>	<p>今後は市の規定に沿った対応を行うよう改善指示を行い、了承を得た。</p> <p>令和5年度第4回公益財団法人亀岡市都市緑花協会理事会（令和5年9月25日開催）において、以下の規則及び規程の見直しが行われたと報告を受けた。</p> <p>a 公益財団法人亀岡市都市緑花協会臨時雇用職員就業規則</p> <p>b 公益財団法人亀岡市都市緑花協会給与規程</p> <p>c 公益財団法人亀岡市都市緑花協会嘱託職員就業規則</p>